

医政発 0331 第 67 号

令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成 13 年 4 月 26 日医政発第 484 号本職通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

(改正後全文)

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱

1 目 的

この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。

3 事業内容

情報通信機器を活用して病理画像、X線画像、動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。

また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

4 整備対象

遠隔医療（遠隔病理診断、遠隔画像診断、遠隔手術指導、オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備。

ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。

5 その他

(1) 遠隔医療を実施するに当たっては、

①「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001116015.pdf>)

②「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001233212.pdf>)

③「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>)

④「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001112044.pdf>)

を遵守すること。

(2) 遠隔手術指導の実施にあたっては、一般社団法人日本外科学会が公開している「遠隔手術ガイドライン」に基づく実施体制を確保すること。

(3) 遠隔医療にかかる情報については、以下を参照すること。

①遠隔医療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html)

②オンライン診療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html)

③医療分野のサイバーセキュリティ対策に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/cyber-security.html)